

住田町 妊産婦アクセス支援事業

妊産婦の交通費等の負担軽減を図ることにより、町内で安心して妊娠や出産ができるよう、『妊産婦アクセス支援事業補助金』を開始しました。

いつから？

令和5年7月1日から開始しました。令和5年7月1日以降で対象となるものがある場合は申請してください。

どのような人が補助金の対象となるの？

町内に住所を有する方で、

A:ハイリスク妊産婦として医師が診断した方

B:「A」以外の妊産婦の方が補助の対象となります。



※ 「ハイリスク妊産婦」とは、妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱えると医師が診断した方となります。

補助金額はいくら？

補助金額は

A:ハイリスク妊産婦 1回の妊娠あたり 50,000 円まで

B:「A」以外の妊産婦 1回の妊娠あたり 20,000 円まで

を最高額として交付いたしますが、実際にかかった経費が最高額を下回る場合はその金額が補助の対象となります。

補助金の対象は？

ア) 妊婦健診

イ) 産婦健診（産後概ね1か月後の健診までに限ります）

ウ) 診療（妊娠、出産にあたって必要な診療に限ります）

を目的とした医療機関への通院や入院に係る交通費や宿泊費を対象とします。交通費は裏面の積算方法により算定します。

※ 町内に住所を有する方であっても、一時的に県外の実家等に居住し、県外の医療機関に受診した場合は対象外となります。

申請方法は？

- ①住田町妊産婦アクセス支援事業助成金申請書
- ②住田町妊産婦アクセス支援事業助成金交付請求書

に、上記アからウに要した費用を証する書類（領収書や母子健康手帳のコピーなど）を添えて、役場保健福祉課に提出してください。①②の用紙は保健福祉課に備え付けています。

A（ハイリスク妊産婦）の場合は、上記の書類に加え、医療機関が記入した「ハイリスク妊産婦該当事項」を添付してください。

交通費の算定方法は？

移動手段	交通費の積算方法
公共交通機関	助成対象者が自宅又は宿泊施設（以下「自宅等」という。）から医療機関へ移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用した際の料金で町長が適当と認めるもの（往復利用可）。 （バス又は鉄道の利用に当たり、通常利用される停留所間又は駅間の一般的な料金で市町村が適当と認めるもの。）
タクシー	助成対象者が自宅等から医療機関へ移動した際の乗車運賃で町が適当と認めるもの。（往復利用可）。
自家用車	助成対象者が自宅等から医療機関まで移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路（走行距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた距離）を利用した際に生じる走行距離に23円を乗じた額とする（往復利用可）。ただし、有料道路及び有料駐車場を利用したときは、その料金を加算した額とする。 なお、自家用車の運転は、本人、家族等の別を問わないものとする。

※ タクシー利用時の領収書には、発着地を記載すること。

※ 急病時は、自宅等以外の地点から乗車し、その際に算定された額を申請することができる。

